

連続講座「憲法を学ぶ会」第七回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.11.15

■開催概要

日時 2015年11月15日（日）13:30 – 16:00

場所 成城ホール4階集会室E

講師 慈恵会医科大学教授 小沢隆一先生

参加者 38名（複数回参加25人、初参加1人、世話人12人）

配布資料

- 1 第7回「憲法9条と改憲問題」レジュメ

■学習会の内容

【1】はじめに

本題に入る前に、先週末にパリで発生した無差別テロについて、小沢先生からお話があった。

- なぜパリ，フランスで発生したか？

「イスラム国」への攻撃に端を発して暴力の連鎖を生んでいる。無差別テロは、もちろんいかなる口実や背景があろうとも許されないが、フランスの徹底した政教分離思想（具体例.公共の場でブルカを着るな）と、その対極にあるイスラム教の根本的な価値観の違いが、根底にあることを見ておく必要がある。

【2】小沢先生の講演

以下レジュメに沿って構成し、インデント部は一部付記を含みます。

1. 「9条と安保・自衛隊」の歴史のなかの戦争法 – 「戦後70年」からの検証

- (1) ポツダム宣言と「ヒロシマ・ナガサキ」 - 正確かつ公正な歴史認識をめざして
戦争法案国会審議の初期の段階で安倍首相の誤った歴史認識が問題になった（レジュメ参照）。

- (2) 憲法9条の原点 – 戦争放棄と戦略不保持

1946年6月の吉田首相の国会答弁「本案の規定、直接には自衛権を否定して居りませぬが、第9条2項に於いて一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権としての戦争も、又交戦権も放棄したもの」は憲法の原点ある。この点をしっかりつかむこと。

- (3) 憲法9条をねじ曲げた安保・自衛隊・沖縄支配

「個別的自衛権は合憲、集団的自衛権は違憲」は、1954年の自衛隊創設時の国会答弁が起点である。

（レジュメ中の『田中耕太郎長官の画策』は、砂川事件当時の田中最高裁長官が駐日米国大使と連絡を取り合っていたことを指す）

- (4) 60年安保 – 超えられなかった「壁」

核密約問題での米側真意は、「transit（通過）は問題ないだろう、introduce（持ち込み）はしない」であった。

- (5) 自衛隊海外派兵への道のり

2. 2015年日米ガイドラインと戦争法

【日米ガイドラインの変遷】

1978年版ガイドライン

1997年版ガイドライン

2015年版ガイドライン

ガイドラインは当初から「米の日本に対する軍事負担拡大の要求書」。

- (1) 日米ガイドラインから見える日米同盟の実相と戦争法の本質

危険な「同盟調整メカニズム」は、2015年版ガイドラインの目玉。

- (2) 戦争法の問題点

無理な論理の上に構築した戦争法が、後方支援／ロジスティクスサポートは武力

連続講座「憲法を学ぶ会」第七回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.11.15

行使の一環であるという国際法国際社会の常識に反するという矛盾のしわ寄せが、結局自衛隊員に及ぶ（軍人としても捕虜扱いされず、文民としての保護も受けない—レジュメ P7 参照）

- (3) 戦後日本の「平和主義」の岐路
- (4) 戦争法廃止・安倍内閣打倒の戦後史的意義

【2】同まとめ

今回の講演を通じて、また最終回であるという意味から、小沢先生から総括的なお話があった。

- 直接民主主義について
今回の戦争法への反対運動を通じて、日本人もようやく直接民主主義的行動ができるようになった。しかも、憲法・平和の問題という大きなテーマについて、先行的に行ったことの意義は大きい。
- 抑止力論
戦争法、沖縄新基地問題に共通して、「抑止力論」がある。「抑止力論」は、他国民のいのちを軽く見る／犠牲にする考えが根底にある。
- 平和のうちに生きる権利
「平和のうちに生きる権利」という考えは、わかりやすく、広く世界中で共有できるのではないか。

【3】参加者からの問題提起による自由討論

参加者から提起された論点キーワードを挙げ、それに関連した小沢先生のコメント／回答を付記した。

- マイナンバー制度
出発点は住基ネットである。当時憲法 13 条（個人の尊重等）に照らした憲法解釈が裁判で争われたが、最高裁は「必要最小限の情報だけを扱う」という理由から合憲判決を下した。
- 集団的自衛権
集団的自衛権の本質は軍事同盟であり、「強い者」が「弱い者」を従わせることにある。
- 沖縄辺野古基地問題

以上